



RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-010

**【WTO パネル・上級委員会報告書解説①】**  
**コロンビアー入港規制措置**  
**(WT/DS366/R)**  
**—関税評価協定及び GATT 5 条の解釈を中心に—**

小林 献一  
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

**【WTO パネル・上級委員会報告書解説①】**  
**コロンビア—入港規制措置 (WT/DS366/R)**  
**—関税評価協定及び GATT 5 条の解釈を中心に—\***

小林献一（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング・経済産業研究所）

要 旨

本件の先例価値は、まず関税評価協定及び GATT 5 条に関する WTO 初のパネル判断という点にある。関税評価協定及び GATT 5 条に関する紛争は、GATT 3 条の内国民待遇違反や GATT 11 条の数量制限違反等と異なり、小規模であり注目を集めることも少ない。しかし、実務レベルでは発生件数の大きい紛争類型のひとつである。

まず、関税評価協定について、パネルはコロンビアの関税評価方法が関税評価協定の定める方法に反しているかを検討し、コロンビア政府の措置は、取引の具体的状況を考慮せず、固定的に適用されているため、当該措置は関税協定 1 条、2 条、3 条、5 条、そして 6 条に反すると判示している。また GATT 5 条に関して、同条 2 項は加盟国に対し、「積換、倉入れ、荷分け又は輸送方法の変更を伴うかどうかを問わず」、通過運送の自由を与えるように規定しているところ、コロンビア法は、物品の最終目的地がコロンビア国外か否かではなく、積換を条件として入港規制の免除を認めるものであり、GATT 5 条 2 項第 1 文に反すると判示している。

関税評価協定及び GATT 5 条に関する本件の判示は、ウィーン条約法条約に則った穏当なものではあるものの、関税評価協定や GATT 5 条に違反する措置が二国間で争われた際に、単なる条文解釈ではなく、実際のパネル判断に基づいた議論ができるという意味で、政策的なインプリケーションは大きいものと考えられる。

RIETI ポリシーディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

\* 本稿は〔独〕経済産業研究所「現代国際通商システムの総合的研究」プロジェクト（代表：川瀬剛志フアカルティフェロー）の成果の一環である。

## 目次

1. 事件の概要 .....	1
1-1. 関係国及び経緯 .....	1
1-2. 指定価格 (Indicative Prices) .....	2
1-3. 入港規制 .....	2
1-4. 追加の輸入申告義務および、関税・売上税 (sales tax) の先払い義務 .....	3
2. パネル判決 要旨 .....	3
2-1. 関税評価協定1条、2条、3条、5条、6条、7条2項(b)および(f)について(指定価格) 3	
2-2. GATT3条2項1文 内国民待遇(指定価格) .....	4
2-3. GATT11条1項 入港規制 .....	5
2-4. GATT1条1項 最恵国待遇(追加の輸入申告義務と、認可条件 Legalization Requirements について) .....	6
2-5. GATT5条2項 通過運送の自由(入港規制) .....	7
2-6. GATT5条6項 他国を通過してきた物品への最恵国待遇(入港規制) .....	8
2-7. GATT20条(d) 遵守を確保するために必要な措置(入港規制) .....	9
3. 解説 .....	11
3-1. 国内法に関する証明責任について .....	11
3-2. GATT11条の“other measures”の射程について .....	13
3-3. GATT11条「制限」に関する審査基準 .....	17
3-4. GATT5条について .....	18
3-5. GATT20条(d)における contribution 審査基準について .....	19
4. その後の経緯 .....	21
5. まとめ .....	21

## 1. 事件の概要<sup>1</sup>

本件においては、コロンビア政府が導入した麻薬のマネー・ロンダリング防止措置、すなわち、(1)指定価格措置、(2)入港規制、そして(3)事前申告義務等の WTO 協定整合性が争われた。本件は、関税評価協定及び GATT5 条に基づいた判断が下された WTO 初のパネル判断である。とりわけ GATT5 条については、インドとブラジルがオランダによるジェネリック薬差止措置を訴えた EU-医薬品ケースにおいて主要な争点となっており、本件の持つ政策的インプリケーションは大きい。また関税評価協定及び GATT5 条以外にも、GATT11 条や GATT20 条(d)等について争われているものの、これらの争点については、概ね先例を踏襲する判断となっている。

### 1-1. 関係国及び経緯

本件の関係国及び事件の経過は、以下のとおりである。

申立国：パナマ

被申立国：コロンビア

第三国参加：中国、台湾、EC、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、トルコ、米国

### 事件の経過

協議要請：2007/ 7/12

パネル設置要請：9/ 14

パネル設置：10/22

パネル報告書配布：2009/ 4/27

パネル報告書採択：5/20

シーケンス合意：2010/ 2/23

本件はコロンビア政府の複数の税関措置について争われた。2005 年 6 月、コロンビア税関 (the Direccion de Impuestos y Aduanas Nacionales de Colombia (DIAN)) は、本船甲板渡 (Free On Board: FOB) の指定価格 (indicative prices) を定めた初めての措置を施行した。同措置の対象には、パナマ、中国、その他の国原産の織物、衣服、履物等が含まれていた。更に、2005 年 7 月、パナマ及び中国を原産とする、織物、衣服、履物について、ボゴタ空港若しくはバランキラ港のみに入港するよう義務づける措置を実施した。(2.2)

2006 年 7 月、パナマは指定価格と入港制限に関してブラジルに対して紛争解決了解 (DSU) に基づく協議を要請したものの、同年 12 月、パナマは紛争解決機関 (DSB) に対して、DSU3.6

---

<sup>1</sup> Report of the Panel, *Colombia – Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, WT/DS366/R, 27 April 2009, (Hereinafter, Panel Report, *Colombia – Indicative Prices*).

条に基づいてコロンビアと解決策について相互に合意した旨を通報した。同合意のなかで、コロンビアは当該措置を撤廃したうえ、更に両国は「パナマ共和国及びコロンビア共和国関税当局間の協力及び関税情報交換に関する手続プロトコル（以下、関税協力プロトコル）」に合意した。この関税協力プロトコルのなかで、両国は関税法侵害を摘発及び防止することを目的とした協力及び相互支援のプログラムを開始することに合意した。(2.3)

しかしながら 2007 年 6 月、コロンビア政府は、関税協力プロトコルが実施されていたにも関わらず、2005 年 6 月及び 7 月に施行された措置と類似の複数の関税措置を施行した。これらの措置は、コロンビアが自由貿易協定（FTA）を締結した国を除くすべての国原産の繊維、衣服、履物について指定価格を設定するとともに、パナマ及び Colon Free Zone（“CFZ”）原産の繊維、衣服、履物の輸入に対して、入港規制を課していた。(2.4)

なお、パナマ若しくは CFZ からコロンビアに輸入される繊維、衣服、履物は、量・金額ともに非常に多かった。コロンビアは、パナマ若しくは CFZ から輸入されるこれらの製品に関して、虚偽の通関価格申告や関税の脱税といった非常に重大な問題が存在していると主張した。また The Colombian Unidad de Informacion y Analisis Financiero は、不正に取得された米国通貨により CFZ で購入され、コロンビアに持ち込まれる製品がマネー・ロンダリング、脱税、虚偽の通関申告と結びついているとの調査結果を発表していた。更に国連、国際通貨基金及びその他 WTO 加盟国も、CFZ とコロンビア・ペソ交換ブラック・マーケットの関係を認めていた。(2.5)

以下、当該措置の重要な特徴である(1)関税手続での指定価格の利用、(2)入港規制、及び(3)事前申告・適正化義務について、概説する。

## 1-2. 指定価格

不当な FOB 価格を申告することにより関税等の負担を回避し、不当に安い物品が国内に流通することを防止するため、コロンビア政府は指定価格を定めた。コロンビア政府の定義によると、指定価格とは「輸入品の FOB 価格申告制度を管理するための、基準価格であり」、「輸入品の平均生産費用から算出される。それが不可能な場合には、過去の取引において交渉または提示された価格の中で（不正に安い価格は除く）、最も低い価格」であるとされる。(2.7)

指定価格の対象品目は、繊維、衣服及び履物であった。これらの品目を輸入するにあたっては、指定価格より低い価額で関税申告がなされた場合、申告価額を指定価格に修正し、かつこれに基づき関税及び売上税を支払わない限り、当該物品の輸入は許可されなかった。申告価額の修正または指定価格に基づく納税がなされない場合、輸入者が 1 ヶ月以内に返送しない限り、当該物品は破棄されるものとされていた。(2.8)

## 1-3. 入港規制

コロンビアには国際貿易に利用されている関税港が 26 箇所存在していた。繊維、衣服、

履物の輸入は、このうち 11 港のみで認められていた。更に、パナマ若しくは CFZ 原産（またはそこから輸入された）当該品目に関しては、ボゴタ空港またはバランキラ港のみで、輸入が許可されていた。なお、パナマからコロンビア以外の国へ輸出される物品が、「積換（*trans-shipment*）」のため、コロンビアを経由する際には、上記の 11 港であれば、どこでも経由してよいとされていた。(2.12)

#### 1-4. 追加の輸入申告義務及び、関税・売上税(sales tax)の先払い義務

上記の規制に加えて、繊維、衣服、履物をパナマ若しくは CFZ から輸入した業者は、追加の輸入申告の提出と関税及び売上税の先払いが義務づけられていた。具体的には、同物品を輸入する際には、到着日より 5 日以上前に、輸入申告と同時に関税と売上税を支払うことが義務づけられていた。事前申告がなされない場合、1 ヶ月以内に、適正化申告及び追加費用を支払うか、若しくは物品を返送しない限り、当該物品は破棄されるものとされていた。(2.17-18)

## 2. パネル判決 要旨

### 2-1. 関税評価協定1条、2条、3条、5条、6条、7条2項(b)及び(f)について(指定価格)

#### 2-1-1. パナマの主張

上述のとおり、コロンビアの制度のもとでは、輸入業者が指定価格より低い価格を申告した場合、輸入業者はその価格を訂正し、指定価格に基づいた関税と売上税を支払うことが義務づけられていた。更に、それが不可能な場合は、物品を再積荷しなければならない。これに対して、関税評価協定は、(1)関税評価は可能な限り取引価額に基づいて行わなければならない(1条)、(2)取引価額を使用しない場合は、同協定2条ないしは7条所定の手続に従って評価することを規定している。しかしながら、コロンビア政府は指定価格に基づいて関税評価を行っており、関税評価協定の規律に反すると、パナマ政府は主張した。(7.61-)

#### 2-1-2. コロンビアの主張

パナマの主張に対して、コロンビアは以下のとおり反論している。すなわち、指定価格は税関手続きを管理するために使用されているのであり、関税評価のためには使われていない。指定価格は、密輸・マネー・ロンダリングの対象とされる物品について、申告価格の正確性を検証するために使用されている。すなわち、指定価格制度によって発生する支払義務は、現金預かり形態による保証の提供(*guarantee in the form of a cash deposit*)である。実際の関税評価はその次の段階で行われる。実際、輸入後手続によって超過支払額の還付が認められている。このように、指定価格は税関での検査手続きの際に利用されるだけであり、その後、税関が関税評価を行う。よって、指定価格が関税評価に利用されることはない。(7.69-)

### 2-1-3. パネル認定

#### 指定価格の使用は「関税評価」に該当するか

関税評価協定には、「関税評価 (customs valuation)」の定義は定められていないものの、課税価額 (customs value) については、同 15 条 1 項(a)に「従価による関税の賦課のための輸入貨物の価額」であるとされている。よって、関税評価協定における「関税評価」は、(1) 物品の価値の判断であり、(2)従価税を課すために用いられるという、2つの要素により構成される。(7.80)

本件においては、指定価格が申告価格より高い場合、指定価格は(1)の特徴を持っている。次に、それが(2)の特徴を持っているかを考察する。コロンビア政府は物品の価値の評価を、(a)従価税を課すため、若しくは (b)保証金を払わせるためという二通りの方法で利用できる。仮に問題となっている措置が(b)の範囲内であれば、コロンビアの措置は関税評価に用いられているとは認定できない。指定価格が従価税を課すために使用されたか否かの判断は、当局が指定価格に基づき関税を「徴収」(collect) するか否かが検討事項となる。実際のコロンビアの税関手続きを勘案すると、当局は指定価格に基づいて関税を「徴収」していることは明らかである。このため、コロンビアの指定価格は関税評価のために用いられていると認定する。(7.130)

#### 指定価格の使用は関税評価協定違反を構成するか

次に、コロンビアの関税評価方法が関税評価協定の定める方法に反しているかを検討する。まず、関税評価の際には、関税評価協定の 1 条から 6 条を順次適用していくことが求められている。また同協定は、1 条ないし 3 条、5 条、6 条所定の関税評価の方法を、当該製品の販売の状況を反映して、ケース・バイ・ケースに適用することを義務づけている。しかし、コロンビア政府の措置は、取引の具体的状況を考慮せず、固定的に適用されている。このため、当該措置は関税協定 1 条、2 条、3 条、5 条、そして 6 条に反する。(7.144)

また当該措置は、関税評価協定 7 条 2 項(b)が禁じる「関税評価のために特定の二つの価値のうちいずれか大きい方の価額の採用について定める制度」に該当するため、同条項に違反する。また当該措置のもとでは、過去の最低価格が用いられる場合があるが、これは「最低課税価額」に基づいて関税評価を行っているとは解されるため、関税評価協定 7 条 2 項(f)に違反する。(7.155)

## 2-2. GATT3条2項第1文 内国民待遇(指定価格)

### 2-2-1. パナマの主張

指定価格に基づいて売上税を算定することにより、GATT3 条 2 項第 1 文に反する事態が生じうる。すなわち、輸入物品の価格が指定価格より低い場合は、指定価格に基づいた売上税を課せられるのに対し、同種の国内産品に対しては、価格が指定価格より低い場合でも、売上税はその低い価格に基づいて課せられるからである。この場合、売上税算定の基

礎として取引価額ではなく指定価格を使用することにより、国内同種産品に課される税額を超過して課税され、3条2項第1文の違反を構成する。(7.156-7)

#### 2-2-2. コロンビアの主張

輸入品に対する売上税を、指定価格に基づいて課税することを義務づける国内法上の規定は存在しない。このため、当該措置は GATT3 条2項に違反しない。(7.158)

#### 2-2-3. パネル認定

当該措置の GATT3 条2項違反の有無については、判断しない。課税価額として指定価格を用いることが、関税評価協定に違反することはすでに判断したとおりである。このため、指定価格を売上税等の税額算定の基礎として使用することも自動的に禁止される。(7.201)

### 2-3. GATT11条1項 入港規制

#### 2-3-1. パナマの主張

物品の入港を制限するコロンビアの措置は、輸出費用の増加等をもたらし、競争機会に影響を及ぼすため、GATT11 条1項に違反している。GATT11 条は、数量制限、輸出・輸入禁止措置だけでなく、制限的条件のもとで輸入を許容する措置も「その他の措置 (other measures)」として規制の範疇に含んでいる。(7.209)

#### 2-3-2. コロンビアの主張

GATT11 条は、輸出・輸入の数量・価額に対する規制にのみ適用される。これらの根本的要請を害さない限り、自国市場へのアクセスにつき、一定の条件を付すことは許容される。当該入港規制は、輸入品の数量・価額に制限を課すものではなく、税関における効果的な管理を目指すものである。(7.212)

#### 2-3-3. パネル認定

##### 入港規制は「その他の措置」に該当するか

まず、当該措置が 11 条1項によって規制される措置であるかを判断する。具体的には 11 条1項の「その他の措置」の範囲に当該措置が含まれるかどうかを考える。11 条は、輸出入に関する制限、禁止の撤廃を目指しており、この「その他の措置」は広く解釈されるべきである。すなわち、「その他の措置」は広範な残余の措置を含み、輸入に対する制限は、輸入に対し、またはこれに関連して課されるいかなる形式の制限措置をも含む。よって当該入港規制措置は 11 条によって禁止され得る「その他の措置」に含まれる。(7.228)

##### 入港規制は GATT11 条違反を構成するか

次に、パネルは当該入港規制が GATT11 条違反を構成するか否かについて、以下、四つ

の観点から審査している。まずパネルは、(1)11 条所定の「輸入に対する制限」への該当性判断基準を以下のとおり、整理している。11 条のいう「制限」の定義について、コロンビアは「制限」に含まれるのは数量制限のみであると主張したが、パネルはこの主張を退ける。すなわち、11 条により禁止される措置は、不確実性を創出し投資計画に影響する措置、輸入品の市場アクセスを制限する措置、輸入コストを禁止的に高額にする措置を含む。いずれも輸入者の競争的地位に影響を及ぼす措置である。更に、11 条措置に該当するか否かは、当該措置が実際に取引の流過程に及ぼす影響のみでなく、その設計、更には潜在的影響に基づき判断される。(7.240)

次に、(2)11 条が禁止する措置が数量的制限に限定されるかについては、11 条の表題は「数量制限」に言及するが、タイトルは各条項の解釈に決定的影響を及ぼさない。輸入者の競争的地位への悪影響は、必然的に輸入に対する損害的結果をもたらすとして、パネルは輸入に対し識別可能なネガティブな結果を及ぼす措置は 11 条にいう「制限」に含まれると判示している。(7.244)

更に、(3)輸入に対する事実上の制限効果（貿易量の低下）が 11 条違反認定に必要なについては、11 条違反は当該措置の設計、構造から判断可能で、貿易量の低下、当該措置と貿易量との間の因果関係を考慮する必要はないことをパネルは確認している。そのうえで、11 条違反の有無は、対象輸入品の競争機会への悪影響による輸入に対する制限的效果に基づき判断すれば足りると判示している。(7.252, 256)

上記を踏まえ、最後にパネルは、(4)当該入港規制が競争機会に影響を及ぼすかについて、以下のとおり、判断している。まずパネルは 11 条違反の有無を判断するにあたり、増加した取引価格、投資計画に影響する市場アクセスに対する制限、または不確実性等を勘案することを確認する。(7.271) 入港規制により、パナマからの輸入品は限られた状況下で限られた目的地にしか輸送できない。同措置が課されている限り、輸入者は限定された港・空港にしかアクセスできず、これにより輸入者が被る不確実性の影響は重大である。(7.272) これらの不確実性は、パナマからの輸入品の競争機会を制限する効果をもつため、本件措置は 11 条 1 項違反を構成する。(7.272)

## 2-4. GATT 1 条 1 項 最恵国待遇（追加の輸入申告義務と、認可条件 Legalization Requirements について）

### 2-4-1. パナマの主張

パナマ及び CFZ からコロンビアに輸入される物品に関しては、その他の国から輸入される物品と比べると、追加の輸入申告の提出が義務づけられている。更に、申告された重量と、実際の重量等に一定以上の差異がある場合、追加の認証のための手数料及び追加の申告をしなければならない。これらの義務は他国には課されていない。このため、パナマと比較した場合、他国が優遇されており、これは最恵国待遇を義務付ける 1 条 1 項に違反している。(7.304)

## 2-4-2. パネル認定

パネルは以下の三点について検討している。すなわち(1)当該措置によって、1条1項の規定する「利益」が他国に与えられているのか、(2)1条1項のいう「同種」の産品に、その利益が与えられているのか、(3)コロンビアが与えている当該利益が「即時かつ無条件」にパナマに与えられていないことの順に考察する。

### 当該措置により他国に「利益」が与えられているか

先ず、他国に「利益」が与えられているかであるが、この「利益」は柔軟に、広く解釈すべきである。そして、輸入品の到着と同時に輸入申告ができるという柔軟性は、同柔軟性を有さない輸入者と比較すると「利益」に該当する。特に、本件においては、パナマ及びCFZ以外からの輸入者は通関申告の時期について柔軟性を有するとともに、パナマからの輸入者には認められない通関時に自ら申告することが認められるうえ、パナマからの輸入者が義務づけられている適法申告（*legalization declaration*）に要する費用を支払わなくてよいという「利益」を享受している。よって、当該措置によってパナマに義務づけられている追加申告は、逆の立場の他国にとってはその義務からの免除を意味し、これは1条1項のいう「利益」に該当する。(7.357)

### 「同種」の産品に利益が与えられているか

次に、「同種」の産品に利益が与えられているかについて検討する。そもそも、当該「追加申告の義務づけは産品そのもの（*the products per se*）に基づいて行われるのではなく、当該産品が送り出された地域によって決定される。また本件においては、同種の産品が他国からもコロンビアに輸入されていると仮定するのが適当である。よって、パナマから輸入されている産品は、他国から輸入されている産品と「同種」であると結論する。(7.357)

### 利益が「即時かつ無条件」にパナマに与えられていないか

最後に、「即時かつ無条件」に当該利益がパナマに与えられているかについては、カナダ一自動車パネル決定を引きつつ、「輸入に対して利益を与える条件がGATT1条違反を構成するか否かは、当該条件が品目の産地に関連した差別であるか否かによる」とする。そのうえで、「事前に輸入申告をするという選択肢が、物品の産地を理由にパナマ及びCFZ産の繊維、衣服、履物すべてに認められていない」ことから、当該措置はパナマ産の輸入品に対して無条件に利益を付与しておらず、GATT1条1項に違反している。(7.366-7)

## 2-5. GATT5条2項 通過運送の自由(入港規制)

### 2-5-1. パナマの主張

コロンビアが、通過運送の自由を、「積換」(*trans-shipment*)された繊維、衣服、履物に限

定していることは、GATT5 条 2 項第 1 文に違反している。コロンビア法は、入港規制免除の条件として、当該物品がコロンビア国外を最終目的地とするだけでなく、当該物品が「積換」されることを条件としている。また、パナマ以外から到着する物品は入港規制なく通過できる。これは輸入品の出発地に基づく差別を禁止する 5 条 2 項第 2 文に違反する。(7.368)

#### 2-5-2. コロンビアの主張

GATT5 条の義務は、当該通過国の国外での販売に向けられた国際通過の過程にある物品についてのみ適用される。本件入港規制は、コロンビアを最終目的地とする物品に対してのみ適用され、コロンビア国外地を最終目的地とする貨物は適用除外となる。(7.370)

#### 2-5-3. パネル認定

GATT5 条 2 項は加盟国に対し、「積換、倉入れ、荷分け又は輸送方法の変更を伴うかどうかを問わず」、通過運送の自由を与えるように規定している。コロンビア法は、物品の最終目的地がコロンビア国外か否かではなく、積換を条件として入港規制の免除を認めるものであり、GATT5 条 2 項第 1 文に反する。またパナマ及び CFZ から輸入された物品にのみ、積換による条件を課すことは、他国を優遇することとなり、通過運送の自由に関する最恵国待遇を要求する GATT5 条 2 項第 2 文に反する<sup>2</sup>。(7.430)

### 2-6. GATT5 条 6 項 他国を通過してきた物品への最恵国待遇(入港規制)

#### 2-6-1. パナマの主張

他国からパナマを経由しコロンビアへ輸出された物品は入港規制を受ける。しかし、パナマを経由せずに直接コロンビアへ輸出された物品は入港規制を受けない。これは、パナマを経由した物品に不利な待遇を与えており、最恵国待遇を義務づける GATT5 条 6 項に違反している。(7.433)

#### 2-6-2. コロンビアの主張

GATT5 条 6 項は、物品が通過する国だけに適用され、当該国内で運搬工程が開始・終了する場合には適用されない。本件入港規制措置は、パナマから到着する物品を含め、コロンビア以外の国を最終目的地とする通過貨物には適用されないから、GATT5 条 6 項違反を構成しない。(7.435)

#### 2-6-3. パネル認定

GATT5 条 6 項第 1 文は、最恵国待遇を「通過してくる産品」(products which have been in transit) に及ぼす。更に、同第 2 文により与えられる文脈は、同項の適用範囲を検討するの

---

<sup>2</sup> パナマが許可されている関税港の数が、他国と比べて少ないことを、最恵国待遇違反だとして主張しているのにも関わらず、パネルは「trans-shipment」について、最恵国待遇違反を認定している。

に有益である。同文は「輸入のための適格要件」(eligibility for entry)とされる直接運送の要件を維持することを許容しているところ、通過中の物品には「輸入」要件は問題とならないことから、同文が最終目的である国に適用されることを意味している。第2文導入部の“however”は、第一文と第二文を文法的かつ論理的に連結させることから、第1文と第2文いずれも、物品の最終目的地である国に適用される。(7.475)

当該入港規制は、パナマを経由せず原産地から直接コロンビアに運送される物品には適用されず、原産地からパナマを経由してコロンビアを最終目的地とする物品についてのみ課される。このため、かかる物品に最恵国待遇を認めないから、GATT5条6項第1文に違反する。(7.481)

## 2-7. GATT20条(d) 遵守を確保するために必要な措置(入港規制)

### 2-7-1. コロンビアの主張

入港規制措置は暫定的な措置であり、コロンビア関税法及び規則の遵守を確保するために必要な措置である。また、その適用も「恣意的若しくは正当と認められない差別待遇の手段」によるものではない。コロンビア政府は密輸や不正な取引価額の申告といった問題に直面している。これらの問題は、特にパナマからの輸入品について顕在化している。また関税詐欺と密輸の問題とマネー・ロンダリングや麻薬取引の間には明白な繋がりが存在する。(7.488)

### 2-7-2. パネル認定

#### 20条(d)の審理手順

入港規制措置の様々な側面がGATTに違反しており、GATT20条による正当化を必要とするところ、コロンビアはこれらの側面について個別に正当化を主張するのではなく、全体として入港措置を構成するとして、全般的な正当化を主張するのみである。コロンビアの主張の手法についてパネルは、入港措置規制それぞれがコロンビア関税法の遵守に貢献していることを立証する責任を果たしていないと認定する。しかしながらパネルは同時に、入港措置規制それぞれの貢献について評価することなしに、コロンビアの全体的な抗弁、すなわち入港措置は関連法・規則を遵守するために必要な措置として正当化されるという抗弁を、入港措置のもとで求められる条件を全体として考慮することにより、検討する。(7.503)

パネルはGATT20条整合性を検討するにあたり、まずその手順を確認する。先例を引きつつ、まず当該措置がGATT20条(d)に合致するか否かを判断し、次に柱書との整合性を検討することを確認する。GATT20条(d)については、まず当該入港措置の条件がWTO協定に違反しないコロンビア法及び規則の遵守に必要であるかを検討したうえで、次に入港措置がそのような遵守を確保するために「必要」であるかを検証するとした。(7.512)

### 法令遵守を確保するために「デザインされた」措置か？

手順を確認した後、パネルはまず当該入港措置が WTO 協定と統合的なコロンビア国内法令の遵守を確保するために「デザインされている」かどうかを検討している。関連して、パネルはまず 20 条による正当化を主張する国は遵守の対象となる国内法令 (laws and regulations) を特定しなければならないとしたうえで、コロンビアは当該国内法令を「法令 2685 の 41 条及び 87 条他、及び決議 4240」であると特定していると認定している。次に、パネルはこれらの国内法令の GATT 整合性について検討し、当該コロンビア国内法令は GATT に違反しているとは認められない旨を確認している。最後にパネルは、当該措置が国内法令の遵守を確保するために「デザインされている」かどうかについて審査し、当該措置が課されていた時期に関税詐欺の問題が存在していたことは明らかであるとしたうえで、「入港措置が法令 2685 及び決議 4240 の遵守を確保するためにデザインされている」ことを、コロンビアは立証していると判断している。(7.543)

### 法令遵守を確保するために「必要な」措置か？

続いて、パネルは当該入港規制措置がコロンビア国内法令の遵守を確保するために「必要な」措置であるかを検証している。パネルは上級委の先例を引きつつ、必要性の分析として以下の点について検討するとしている。すなわち、(1)当該法令が保護しようとしている公益・公的価値の重要性、(2)その目的の実現に当該措置が貢献する度合い、そして(3)当該措置が輸入品に及ぼす影響である。そのうえで、パネルは他に取り得る代替措置が実施可能である場合には、GATT20 条(d)の文脈では「必要」とはみなされないことを確認している。(7.550)

まず「当該公益・公的価値の重要性」について、パネルは不正通関申告及び麻薬取引に関わるマネー・ロンダリングの取締がコロンビアにとって他国と比較して重要であると認定している。(7.566) 次に入港措置が同目的の実現に「貢献」しているかについては、パネルは貿易歪曲レベル (the level of distortions) の減少が当該入港措置によってもたらされたことをコロンビアは立証できていないと結論している。(7.588) 最後に「制限的効果」については、パネルは当事国から提出されたデータからは当該入港措置がなかった場合に、パナマからコロンビアへの輸入が増加したか否かについて判断することはできないと結論している。(7.608) そのうえで、合理的に利用できる代替措置については、申立国 (本件の場合にはパナマ) が代替措置を特定しなければならないとしつつ、パナマはコロンビアの一般関税法の適用で十分とするだけで、GATT20 条(d)の審理に求められるところの合理的に利用できる措置を特定していないと結論している。(7.619)

パネルは最後に、上記三つの要因を比較衡量 (weighted and balanced) し、不正通関申告や密輸に対する戦いはコロンビアが直面している状況を勘案すると重要な利益 (an important interest) であり；当該措置による制約全体の程度は不明瞭であり；コロンビアは当該措置がその目的に貢献していることを立証していないとしたうえで、コロンビアの主

張を退けている。(7.620)

### 3. 解説

#### 3-1. 国内法に関する証明責任について

##### インドー追加関税ケースにおける国内法の証明責任問題について

インドー追加関税ケースと同様、本件においてはコロンビア国内法の解釈が争点となった。インドー追加関税ケースにおいては、申立国である米国がインド中央政府の法律に関する証拠を中心とした立証を展開し、各州法に関する詳細な証拠を提出しなかった（できなかった）ことが、事実認定、更にはパネル・上級委判断全体を左右することになった。例えば、インドー追加関税ケースにおいて争点のひとつとなった特別追加関税（SUAD）の内国税相当性（GATT2 条 2(a)）の問題については、パネルは関連する内国税が課されない州に輸入された場合、SUAD の内国税相当性の問題が生じるとしつつも、米国が該当する証拠を提出していないことを理由に、SUAD の内国税相当性を認定している<sup>3</sup>。

##### 本件における国内法の証明責任問題について

同様に本件においても、国内法（municipal law）の立証に係る証明責任が争点となっている。パナマは当該国内法（法令 No. 2685 第 128.5 e 条及び決議 No. 4240 第 172.7 条）の文言のみを根拠に、「指定価格」が関税評価に該当するとの主張をおこなった。これに対して、ブラジルは、パナマの主張が当該コロンビア国内法の「テキストのみ（the sole text）」を解釈したものであり、as such 申立を維持するのに必要な関連証拠を提出していないと主張したものの、パネルはこの主張を退けている。(7.95)

##### ドミニカータバコケースにおける国内法の証明責任問題について

ブラジルの主張は、ドミニカータバコケースにおいて上級委が、当該ドミニカ国内法の文言のみに基づいたホンジュラスの as such 申立を退けたことを根拠としている。これに対して、以下のとおり、パネルはドミニカータバコケースと本件の「事実（facts）」がまったく違うことを指摘している。

すなわち、ホンジュラスが求めたのは、当該国内法の文言を除き、国内法の証拠を解釈の補助的な手段（supplementary means）として認めないことであった。これに対して、ドミニカータバコケースのパネルは、法律の文言にのみ排他的に基づいて決定をしなければならない訳ではないとして、ホンジュラスの訴えを退けただけである。上級委も認めているとおり、この判断は、加盟国の国内法を審査する際に、パネルが補助的な手段に依拠しなければならないことを意味する訳ではないという本パネルの指摘は妥当であろう。

---

<sup>3</sup> Report of the Panel, *India – Additional and Extra-Additional Duties on Imports from the United States*, WT/DS360/R, 9 June 2008, paras. 7.369-371.

## パネル判断について

パネルはチリー農産物プライス・バンドケース等における上級委判断を引きつつ、「当該措置の文言の単なる提示 (sole production) は一応の証明責任を果たすのに十分とみなされる (may be)」とする。そのうえで、「争われているコロンビア法の規定が一見明白であるとパネルが認定した場合には、関連する国内規定の提示によってのみ、パナマは一応の証明責任を果たさう。それゆえ、挙証責任はコロンビアに移り、その文言により示唆される仕方であらざることを立証することが求められる」としている。(7.96-97)

本件におけるパネルの判断、すなわち、「輸入産品は関税徴収を目的とした支払いを、指定価格に従って求められている」との「暫定的 (preliminarily)」な結論自体には首肯できる。特に、当該国内法 (法令 No. 2685 第 128.5 e 条) において「関税と売上税を支払う」という文言が使われていることを根拠に、「指定価格に基づいて計算された関税の徴収が行われているという以外の文言解釈を行う余地はない」との判断は、補助的な解釈手段を退け、条文の提示のみで一応の証明責任を果たしているとのパネル判断を説得力あるものとしている。

## 政策的インプリケーション –カナダ–航空機上級委から–

しかしながら、実際にはインド–追加関税ケースにおいて典型的にみられたとおり、当該条文のみからは当該措置の内容が必ずしも明確にならない紛争も多々あること、特にそれらの紛争が途上国で起きた場合には、言語の問題もあり、海外からの当該国下位法へのアクセスが極めて制限される蓋然性が高い。左記を踏まえ、最後にパネルの情報提供強制の権限について概観する。

パネルの情報提供強制、とりわけ不利益推定の権限は、カナダ–航空機上級委員会<sup>4</sup>が確認している。同上級委は、まず(1)当事国から情報を求めるパネルの権限、次に(2)情報提供にかかるパネルの要請を遵守する加盟国の義務についてそれぞれ検討したうえで、(3)パネルによる情報提供要請を拒否したことについてのパネルの不利益推定について分析している。

まず(1)パネルの情報収集権限について、パネルは紛争解決にかかる規則及び手続に関する了解 (DSU) 13 条を根拠に、「パネルの裁量的権限は情報提供を要請し取得することができ、同要請は WTO 加盟国内の「個人または団体」に限らず、加盟国、特に当該紛争の当事国からの情報提供」<sup>5</sup>を含むことを確認している。

次に(2)パネルの情報提供要請を遵守する加盟国の義務について、パネルは「当事国がパネルからの関連情報の提供要請に従うよう法的に義務づけられていないと判示することは、加盟国はパネルが DSU によって求められる義務と責任を果たすのを妨げる法的な自由を有

<sup>4</sup> Report of the Appellate Body, *Canada – Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/AB/R, 2 August 1999.

<sup>5</sup> *Id.*, para. 185.

すると認めるに等しい」<sup>6</sup>としたうえで、そのような帰結をもたらす解釈は採用できないとしている。

上記分析を踏まえ、最後に上級委はパネルの不利益的推定の権限について確認している。上級委はまず、「不利益的推定 (adverse inference)」は懲罰的な推定 (a punitive inference) ではなく、ある一定の状況において論理的若しくは合理的に当該事実からパネルが抽出できる推定であることを確認する。そのうえで、上級委は自らが事実認定を行ったのであればカナダが開示しなかった取引情報には、カナダが否定する違法性を示す情報が含まれていたと結論したであろうとしている<sup>7</sup>。上級委は、パネル判断そのものについては、パネルが上級委とは異なる結論を下したゆえに、不利益的推定の権限を濫用したことを示すのに十分な根拠はないとしつつ、パネル判断を維持したものの、上級委自身が仮に自らが判断すれば、不利益的推定を行ったであろうと踏み込んだ判示をした点は注目される。

このように、パネルの不利益的推定の権限については、(1) 懲罰的な推定ではなく、あくまでも(2) 論理的若しくは合理的な推定であるものの、(3) 諸状況が整えば不利益的推定が行われる余地は十分に存在することを、カナダ—航空機上級委は示唆している。

### 3-2. GATT11条の“other measures”の射程について

#### GATT11条の“other measures”の射程

パネルは、GATT11条の規律は輸出入の量若しくは価額に対する制限にのみ課されるとするコロンビアの主張を退け、GATT11条が規制対象として数量制限等に加えて「その他の措置」(“other measures”)を明記していることを根拠に、インド—自動車ケース等を引きつつ、GATT11条は「輸入に若しくは輸入に関連して課される制限」であればいかなる措置であれ、その規制の対象となると判断している<sup>8</sup>。しかしながら、パネルのように「その他の措置」を「剰余のカテゴリー (その他すべてを含むカテゴリー) (“residual categories”) と解する解釈は、World Trade Law Net のコメント<sup>9</sup>において指摘されているとおり、GATT11条の射程をどこまで広げるのかという問題に直面する。

#### GATT11条1項の規範構造

GATT11条の射程を検討するにあたり、まず規範構造について確認する。GATT11条1項は以下のとおり規定する。

「締約国は、他の締約国の領域の産品の輸入について (中略) 割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」

<sup>6</sup> *Id.*, para. 189.

<sup>7</sup> *Id.*, para. 205.

<sup>8</sup> Panel Report, *Colombia – Indicative Prices*, para. 7.227.

<sup>9</sup> WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary, Panel Report, *Colombia – Indicative Prices* (WT/DS366/R), available at <http://www.worldtradelaw.net/> (Hereinafter, WTLN DSC), 21.

このように GATT11 条 1 項の禁じる措置は、①割当、②輸出入許可、③その他制限の三つに分類される。日本－半導体パネルは、「(GATT11 条 1 項は) 包括的である。同項は加盟国により設けられ、若しくは維持されている措置のうち、輸入、輸出ないしは物品の輸入のための販売を禁止若しくは制限する措置すべてに、関税その他課徴金を除き、適用される」<sup>10</sup>と判示している。

特に GATT11 条 1 項は、他の GATT 条項と異なり、「法」ないしは「規制」という文言を使わずに、「措置」という文言を使うことで、より広範な対象を規制している。日本－半導体パネルはこの点を踏まえ、輸出入を制限する措置は、当該措置の法的状態 (legal status) の如何にかかわらず、GATT11 条の対象措置として規制されるとしている<sup>11</sup>。そのうえで、パネルは争点となった半導体の輸出価格を制限する日本の非強制的措置が GATT11 条の規制対象であると判断している<sup>12</sup>。

このように、GATT11 条の構造及びそれを踏まえたパネル判断により、GATT11 条の規制対象措置は、法的な形式を問わず、輸出入を禁止若しくは制限するすべての措置であると整理できる。なお過去の事例において、GATT11 条の規制対象とされた措置は、以下のような措置がある。

- ・ 米国－エビカメパネル：米国当局の承認のない国から輸出されたエビに対する禁輸措置
- ・ EEC－最低輸入価格パネル：EEC により導入されていた最低輸入価格制度
- ・ 日本－農産品パネル：輸入独占若しくは国家貿易管理による輸入制限
- ・ インド－自動車パネル：非自動輸入ライセンス制度
- ・ ブラジル－再生タイヤ・パネル：輸入禁止的な国内課徴金

### 政策的インプリケーション①：GATT11 条と GATT3 条との関係

このように広範な射程を有する GATT11 条であるが、GATT の他の条項との関係が問題となる。例えば、EC－アスベスト・パネルでは、GATT11 条と GATT3 条の関係が問題となった。GATT3 条は国内措置を規制対象としており、国境措置はその射程外となる。他方、GATT2 条や GATT11 条は国境措置に対して適用される。EC－アスベスト・パネルでは、申立国であるカナダは被申立国であるフランスがアスベストを生産していないことを理由に、アスベストの生産・加工・販売を禁じるフランスの措置は、事実上、アスベストの禁輸措置に等しく、GATT11 条により規制されるべきと主張した。しかしながら、パネルはフランスでアスベストが生産されていないのは、当該禁止措置が施行された結果であり、その逆ではないとして、当該措置を GATT11 条の対象措置とは認めなかった<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> GATT Panel Report, *Japan – trade in semi-conductors : Recourse to Article XXIII:2 by the European Economic Community*, L/6129, 20 February 1987, para. 104.

<sup>11</sup> *Id.*, para. 106.

<sup>12</sup> *Id.*, paras. 104-17.

<sup>13</sup> Report of the Panel, *European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products*, WT/DS135/R, 18 September 2000, paras. 8.89-91.

他方、ブラジル—再生タイヤ・パネルでは、輸入された再生タイヤに対する罰金が問題となった。罰金それ自体は国境措置ではないものの、既に輸入された再生タイヤに禁止的に高い罰金を課すことにより、輸入行為を罰する効果がある。罰金が国境で執行されないという事実はその輸入制限としての性質を変えないことから、パネルは GATT11 条違反を構成すると判示した<sup>14</sup>。

EC—アスベスト・パネルとブラジル—再生タイヤ・パネルそれぞれの判断の違いはなにに起因するのであろうか。もちろん、両パネルそれぞれにおいて問題となった措置自体の性格が異なっていることは予め確認することが必要であろう。すなわち前者が国内産品に対しても一律に禁止措置を課していたのに対して、後者は迂回輸入に対する懲罰的措置であり、そもそも対象が輸入製品のみであった。また当事国の主張も、前者では Ad Article 3 条に沿って、当該措置が国内措置か国境措置であるかについて両当事国が正面から争ったのに対して、後者ではブラジル自身も当該措置が迂回防止のためのある種の国境措置であることを認めていたという、当事国の立場の違いも、少なからずそれぞれのパネルの判断に影響していることは間違いない。

しかしながら、ブラジル—再生タイヤ・パネルにおいて争われた措置も、EC—アスベスト・パネル同様、罰金措置は国境ではなく国内で執行されるという点、更には輸入禁止的な効果があるという点など、表面上は共通点を有する。にも関わらず、前者は 11 条対象措置、後者は 3 条対象措置と認定されている点は興味深い。国内措置と国境措置の境界の問題については、すでに多々論じられているので<sup>15</sup>、本項ではこれ以上分析を深めることは控えるが、GATT11 条に認められている広範囲な射程が、どこまで国内で実施される措置に及ぶかについては、更なる判例の蓄積が待たれるところである。

## 政策的インプリケーション②: GATT11条と GATT8条との関係

GATT11 条の射程の拡張は、GATT3 条に加えて、GATT8 条との境界についても影響を与えうる。GATT8 条は、「輸入及び輸出に関する手数料及び手続」について規定する。具体的には同条(a)で「手数料及び課徴金」を提供された役務の概算の費用にその額を限定することを求め、同条(b)で手数料及び課徴金の数及び種類を減少するとの努力規定を置いている。更に、同条(c)は「手続」について「輸入及び輸出の手続の範囲及び複雑性を局限し、並びに輸入及び輸出の所要書類を少くしかつ簡易化する必要を認める」とする。特に同条(a)との関係でいえば、上述のとおり、ブラジル—再生タイヤ・パネルが輸入禁止的な国内課徴金を GATT11 条違反であると認定しているところ、輸入禁止的な国内課徴金が 11 条の対象措置、すなわち国境措置として規律の対象となるのであれば、当然、GATT8 条の射程、す

<sup>14</sup> Report of the Panel, *Brazil – Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres*, WT/DS332/R, 12 June 2007, paras. 7.368-373.

<sup>15</sup> 一例として、川瀬剛志「インド—米国からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 2008 年度版』所収、及び川島富士雄「中国の自動車部品の輸入に関する措置」同所収等。

なわち「輸入に関する手数料」として規律される可能性もあることには留意が必要であろう。

### 政策的インプリケーション③: ポワチエ事件との関係

また過去、本件同様に入港制限が行われた事件として、ポワチエ事件が存在する。1982年、EC 諸国は経済の停滞と国際収支の悪化に直面し、保護貿易主義的色彩を強めていた。同年10月、フランスが「貿易収支改善のための経済関係措置」を決定し、通関文書等にフランス語の使用を義務づけること等の一連の措置をとるとともに VTR の通関をポワチエ税関事務所に一元化する措置がとられた。このうち VTR の通関規制については、同年8月に月間 53,013 台の VTR がフランスに輸入されていたのに対して、10月には 14,500 台、そして11月には 900 台にまで輸入台数が減少したとされる<sup>16</sup>。日本は同年12月に欧州委員会に対し GATT23 条 1 項に基づく協議要請を行った<sup>17</sup>。他方、GATT への申立と並行して、83年2月、日本は VTR の対 EC 輸出に関する見通しの表明等一連の措置を発表した。これを受け、同3月日本製 VTR に対するダンピング提訴が取り下げられるとともに、同4月にはフランスのポワチエ規制も解除された<sup>18</sup>。

協議要請に際して、日本は当該入港制限措置が GATT11 条 1 項及び 13 条 2 項(d)<sup>19</sup>に一見して明白に違反するとの申立を行っている。フランスによるポワチエ港への入港制限措置は、日本製 VTA の輸入をポワチエ港に制限するものであり、パナマ及び CFZ からの繊維等の輸入をボゴタ空港等に制限するコロンビアによる入港制限措置と極めて類似している。コロンビア入港制限パネルが示したとおり、GATT11 条の規制する「制限」は、数量制限に限らず、輸入者の競争的地位に影響を及ぼす措置を含む。コロンビアの措置と同様に、ポワチエの入港制限措置により、日本からの VTR 輸入品は限られた状況下で限られた目的地にしか輸送できず、同措置が課されている限り、輸入者は限定された港、すなわちポワチエにしかアクセスできず、これにより輸入者が被る不確実性の影響は重大であったことは明らかであったと思われる。これらの不確実性は、日本からの輸入品の競争機会を制限する効果をもつため、コロンビア入港制限パネルの判旨に従えば、ポワチエの措置は 11 条 1 項違反を構成する可能性が極めて高かったものと考えられる。

<sup>16</sup> GATT Panel Report, *European Economic Communities – Import Restrictive Measures on Video Tape Recorders, Recourse to Article XXIII:1 by Japan*, L/5472, 21 December 1982, para. 2.

<sup>17</sup> なおポワチエの入港制限以外にも、同時期、欧州委員会は日本に対して、日本製等のガラス繊維製品ダンピング輸出調査、フィリップス社による欧州委員会に対する日本製 VTR のダンピング提訴、欧州委員会による対日輸入監視制度の延長及び対象品目の拡大決定等、様々な通商関連措置が発動されていた。

<sup>18</sup> 経済産業省『通商白書』昭和 58 年、参照。

<sup>19</sup> GATT13 条は「数量制限の無差別適用」について定める。すなわち、「締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入・・・について、すべての第三国の同種の製品の輸入又はすべての第三国に仕向けられる同種の製品の輸出が同様に禁止され、又は制限される場合を除くほか、いかなる禁止又は制限も課してはならない」と規定している。そのうえで 2 項(d)では「供給国間に割当量を割り当てる場合には、制限を課している締約国は、割当量の割当について、当該製品の供給について実質的な利害関係を有する他のすべての締約国と合意することができる」と定めている。本項は、EC-パナナケースにおいて議論されたことからわかるように、関税割当に関する無差別原則を定めた条項として扱われており、少なくとも WTO 紛争解決手続のもとでは、入港制限とは関係しないものと考えられる。

### 3-3. GATT11条「制限」に関する審査基準

次に、本件パネルによって示された GATT11 条の「制限」に関する審査基準について整理する。以下にみるとおり、パネルは GATT11 条の「制限」の判断基準として、「競争機会」への影響という基準を示すとともに、先例を参照しつつ、同基準を「当該措置の構造や輸入へ悪影響を及ぼす可能性」によって検証するというプロセスを確認している。また、「当該措置の構造や輸入へ悪影響を及ぼす可能性」の立証、特に「輸入へ悪影響を及ぼす可能性」の立証にあたっては、貿易データの増減のみでは不十分とはしつつも、実証データによる定量的な証明が有効に機能する可能性を示唆している。

#### GATT11条「制限」に関する審査基準

GATT11 条は、①割当、②輸出入許可、③その他制限の三つの措置を規制対象としているとし、これら三つの措置が輸入を「禁止」若しくは「制限」することを規制している。当該措置が輸入の「禁止」に該当するか否かについては、通常、措置自体をみれば明らかとなる。そこで、輸入を「制限」する措置であるかどうかに関する判断基準が問題となる。本件パネルは当該措置が GATT11 条で禁止されている輸入を「制限」する措置に該当するか否かを審理するにあたり、先例を引きつつ、「GATT11 条により規制される措置は、不確実性を創出し、投資計画に影響を与え、輸入品の市場アクセスを制限し、若しくは輸入禁止的にコストを課すような措置、すなわち輸入者の競争状態に影響を有する措置すべて」であるとしている。そのうえで、GATT11 条の「制限」の判断については、貿易の流れに及ぼす「実際の影響」を単独で分析するのではなく、当該措置のデザイン及び輸入に悪影響を及ぼす可能性に基づいて、GATT11 条の対象となるか否かを判断するとしている。(7.240)

このように、パネルはインドー数量制限パネルやブラジルー再生タイヤ・パネル等の先例を引きつつ、GATT11 条の「制限」の判断基準について、必ずしも貿易量の変化といった「実際の影響」を示すことが必要なのではなく、「当該措置の構造や輸入へ悪影響を及ぼす可能性」で十分であるとしている。

この点については、ブラジルの主張、すなわち当該措置は輸入に実際に (de facto) 影響を及ぼしていないのであるから、パナマは de facto な制限が存在することを立証しなければならないとの主張を退けるなかでも、再度、確認されている。すなわち、パネルは GATT11 条の「制限」の判断基準について、通関統計の解釈には内在的な困難、すなわち経済要因や他の要因が解釈に影響を及ぼすという困難が伴うことから、貿易への影響に関する完全な検証は必要ないと断ったうえで、コロンビアの当該措置がパナマからの輸入品の競争機会に悪影響を及ぼすことにより、「輸入を制限する効果 (a limiting effect)」を有するか否かにより判断するとしている。(7.256)ここでパネルが持ち出している「輸入を制限する効果」がなにを指すかについては、パネルが予め「通関統計の解釈には内在的な困難が伴うことから、貿易への影響に関する完全な検証は必要ない」と断っていることから、貿易量の減少等の通関データに基づく実際の影響ではなく、むしろ上述の「当該措置の構造や輸入へ

悪影響を及ぼす可能性」とほぼ同義と解釈すべきと考えられる。

### 政策的インプリケーション:「制限」に関する審査基準の適用

パネルは、上記のように整理した「制限」の判断基準を、実際のコロンビアの入港措置に当てはめている。すなわち、同措置が輸入品の「競争機会」に影響を及ぼしているか否かを検証している。この当てはめのプロセスは、「競争機会」への影響がどのように構成されるかを分析するうえで、示唆に富んでいる。特に、米国及び EU が中国の輸出制限措置について DSB に申立を行っている中国—輸出規制措置ケース<sup>20</sup>では、米国、EU 及びメキシコは中国の輸出規制措置が GATT8 条、10 条そして 11 条に違反すると主張しているところ、本件パネルが示した審査基準が参考になるものと考えられる。

本件パネルは「競争機会」への影響を判断する為に、「当該措置の構造」(7.272)に基づいて「輸入へ悪影響を及ぼす可能性」(7.257)を検証している。そのうえで、まず「輸入へ悪影響を及ぼす可能性」をデータに基づいて実証的に検証したうえで、「当該措置の構造」に基づいて定性的な検証を行っている。特に、「輸入へ悪影響を及ぼす可能性」の分析においては、貿易量の増減という通関データではないものの、当事国が提出した輸送コストの試算という実証的なデータをもとに、当該措置が「輸入へ悪影響を及ぼす可能性」を検証している。(7.257-274)同検証方法は提出された証拠の問題で成功しなかったが、「競争機会」への影響という基準を実証的に立証する方法の一例として、中国—輸出規制措置ケースをはじめ GATT11 条違反が争われているケースに対して一定の示唆を与えている。

### 3-4. GATT5条について

#### WTO 初の GATT5条判例

本件は、関税評価協定同様、GATT5 条に基づいた申立を判断した初の WTO パネルである。特に GATT5 条については、インド・ブラジルが EU を提訴した EU—医薬品ケースにおけるインド・ブラジルの主張の中心となる条文であることから<sup>21</sup>、先例としての価値は高いと考えられる。

特にパネルは、GATT5 条 2 項の「実質的な義務 (substantive obligations)」として、「GATT5 条 2 項第 1 文によれば「通過の自由 (freedom of transit)」とは、国際的に通過している (international transit) 物品の通過 (passage of goods) に対して、最も便利な経路を通じて無制限のアクセス (unrestricted access) を提供する」ことが求められているとし、従って、「一加盟国から国際的に通過している物品 (goods in international transit) は、第三国の領域に仕向けられている場合にはいつでも、最も便利な経路での入国が認められなければならない」

<sup>20</sup> Request for Consultations by the European Communities, *China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, WT/DS395/1, 25 June 2009. Request for Consultations by the United States, *China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, WT/DS394/1, 25 June 2009. Request for Consultations by Mexico, *China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials*, WT/DS398/1, 26 August 2009.

<sup>21</sup> インド及びブラジルの法的論理構成については、Frederick M. Abbott, *Seizure of Generic Pharmaceuticals in Transit Based on Allegations of Patent Infringement*, [2009] *WIPOJ* No.1 参照。

とされている。(7.399-402)

### 政策的インプリケーション: EU-医薬品ケースへの示唆

EU-医薬品ケースにおいてインドとブラジルは、インドからブラジルに輸出される（両国においては合法的な）医薬品を、EUにおける知的財産権侵害を理由に、経由地であるオランダで差し止める措置は、GATT5条の通過の自由に反すると主張している。EUの措置は、第三国であるブラジルの領域に仕向けられているにも関わらず、「最も便利な経路での入国」が認められていないことから、GATT5条に抵触する可能性が高いものと考えられる<sup>22</sup>。

### 3-5. GATT20条(d)における contribution 審査基準について

#### World Trade Law Net の指摘

World Trade Law Net (WTLN)の評釈は、本件パネルを GATT20条(d)の必要性 (necessity) 分析、特に目的達成のための当該措置の貢献 (contribution) の分析に関して、先例よりも厳格な基準を採用しているとする<sup>23</sup>。本節では、左記評釈の妥当性について検証する。

WTLN の指摘は以下のとおりである。ブラジルー再生タイヤケースにおいてパネルは、「再生タイヤの輸入禁止はブラジルが追求する目的に寄与することができる (capable of)」との結論をもって、20条(d)に関する必要性の要件、とりわけ当該措置の寄与の要件を充足すると判断している。WTLN は、この “capable of” という判断基準は比較的緩い審査基準であると指摘している。なお、ブラジルー再生タイヤ上級委も「パネルによる質的分析が、廃棄タイヤの集積により生じる危険性にさらされないようにするという目的の達成に、当該輸入禁止措置が実質的に寄与しそうである (apt to) ことを立証しているかを判断する」としており、基本的にはパネル寄りの緩い審査基準を採用している。これに対して本パネルは、「入港規制措置がコロンビアにおける関税詐欺や密輸の対策に過去に寄与した、若しくは現在寄与していると結論することはできない（注：強調点は引用者）」(7.588)として、ブラジルー再生タイヤ上級委が示した「寄与しそう」という基準を、「過去に寄与した、若しくは現在寄与している」という基準に変更したと WTLN は指摘している。

### 政策的インプリケーション: WTLN による指摘の評価

WTLN の指摘するとおり、文言上は確かに本パネルの貢献の分析基準は、ブラジルー再生タイヤ上級委と比較して厳格化されているように思われる。しかしながら、仮にパネルが「寄与しそう」との基準を採用していたとしても、コロンビアが同基準をクリアできたかどうかについては疑問なしとはいえない。

本件パネルは、実質的貢献テストを示した韓国-牛肉上級委<sup>24</sup>や定性的な貢献の立証をお

<sup>22</sup> 但し、EU 域内における知的財産権保護という理由に基づく正当化については、別途、本件同様、GATT20条(d)において検討される蓋然性が高い。

<sup>23</sup> WTLN DSC, 23 参照。

<sup>24</sup> Report of the Appellate Body, *Korea – Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef*,

こなつたブラジル—再生タイヤ上級委の判断を踏まえつつ、まず「定性的かつ定量的評価 (the quantitative and qualitative assessment)」に基づいて貢献の分析を行うことを確認している。(7.576) そのうえで、コロンビアの主張、すなわち当該措置の有効性を測る適切な方法は、推定価格 (implicit price)、つまり申告価格を分析することであるとの主張の妥当性を検証する。コロンビアは、不正申請は管理強化によって減少することから、推定価格の上昇は入港規制措置が不正申請を効果的に摘発していることを示すとの立証プロセスを主張した。(7.577) そのうえで、コロンビアは入港規制措置を関税詐欺問題と戦うための包括的な一連の措置の一部であると主張した。(7.579)

しかしながら、同主張に対してパネルは、コロンビアが主張する包括的な一連の措置それぞれが個別にどのように推定価格の決定に影響を及ぼすのかが不明であり、またコロンビアの講じた措置の他にも、様々な市場要因が推定価格に影響を及ぼすとして、「コロンビアは推定価格に影響するすべての要因をコントロールすることができる方法を提示できなかった」と判示している。(7.580)

上記を踏まえると、仮にパネルがブラジル—再生タイヤ上級委が示した「寄与しそう」との基準を採用していたとしても、コロンビアは同基準をクリアできなかった可能性が高いと思われる。「定性的かつ定量的評価」のなかでパネルが指摘しているとおり、そもそもコロンビアの「推定価格」に基づいた定性的なロジックが市場要因等による価格変動を織り込んだものではなかったうえ、コロンビアが提出した定量的なデータにも正確性に多くの不備が存在していた。すなわち、コロンビアの主張は定性的にも定量的にも不十分なものであり、「寄与しそう」という基準ですらクリアできない内容であったものと推量される<sup>25</sup>。すなわち、本件においては「寄与しそう」という基準のもとでも、「寄与した」という基準でも結論は変わらなかったものと考えられる。その意味でも、本件が明示的・意識的に「寄与しそう」という従来の基準を退け、新たな基準として「寄与した」という基準を採用したとの評価は些か勇み足に思える。実際、パネルは他の箇所では、「当該措置が虚偽申告及び脱税を防止するために寄与しそう (apt to) であることを、コロンビアが立証することに成功しているか否か」<sup>26</sup>を判断するとしており、かならずしも「しそう (apt to)」という基準を退けたとは言いきれない。その意味では、今後の判例の展開、特に「寄与しそう」という基準と「寄与した」という基準により結論が異なるような事例における判例の展開が待たれるところである。

---

WT/DS161/AB/R, 11 December 2000, para. 150.

<sup>25</sup> なお、GATT20 条(d)にかかるパネル審理を通じて、コロンビアはパネルの心証を害していた可能性が高く、結果として、比較的厳しい判断がなされた可能性もある。上述のとおり、コロンビアが提出した定量的データに対する不備は随所で指摘されているうえ、para. 7.503 等をみると、入港規制措置の規律それぞれの「必要性」(例えば、ボゴタ及びバランキラ二港に通関を制限することの「必要性」等)に関するパネルからの質問に対して、コロンビアは「既存の関税詐欺問題と戦う包括的な一連の措置の一部である」という木で鼻を括ったような回答に終始していたことが推測される。

<sup>26</sup> Panel Report, *Colombia – Indicative Prices*, at 7.576.

#### 4. その後の経緯

両当事国が上訴しなかったため、本パネル報告書は 2009 年 5 月に紛争解決機関 (DSB) によって採択された<sup>27</sup>。両国は履行に関する「妥当な期間 (“a reasonable period of time”）」について合意に至らなかったため、2009 年 7 月、パナマは DSU21.3 条(c)に基づいて仲裁の申立を行った<sup>28</sup>。2009 年 10 月、仲裁決定がだされ「妥当な期間」は 8 ヶ月半 (2010 年 2 月) に決定された<sup>29</sup>。その後、2010 年 2 月に両当事国間でシークエンス合意がなされた後、2010 年 4 月にコロンビアは DSB に履行報告を行っている<sup>30</sup>。

#### 5. まとめ

本件の先例価値は、まず関税評価協定及び GATT5 条に関する WTO 初のパネル判断という点にある。関税評価協定及び GATT5 条に関する紛争は、GATT3 条の内国民待遇違反や GATT11 条の数量制限違反等と異なり、小規模であり注目を集めることも少ない。しかしながら、同時に実務レベルでは発生件数の大きい紛争類型のひとつである。本件における判断はどちらの条項について、ウィーン条約法条約に則った穏当なものではあるものの、関税評価協定や GATT5 条違反の措置が二国間で争われた際に、単なる条文解釈ではなく、実際のパネル判断に基づいた議論ができるという意味で、政策的なインプリケーションは大きい。

更に関税評価協定及び GATT5 条以外の争点、すなわち GATT11 条及び同 20 条(d)に関する判断は概ね先例を踏襲するものであったものの、先例において確立された判断基準を満たすために必要な証拠及び立証方法に関しては、示唆に富む内容となっている。まず GATT11 条については、パネルは先例に沿って「競争機会への影響」という基準を採用したうえで、「輸入へ悪影響を及ぼす可能性」をデータに基づいて実証的に検証したうえで、「当該措置の構造」に基づいて定性的な検証を行うという二段階の審理プロセスを採用している。

以上

---

<sup>27</sup> Action by the Dispute Settlement Body, *Colombia – Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, WT/DS366/9, 25 May 2009.

<sup>28</sup> Request by Panama for Arbitration under Article 21.3(c) of the DSU, *Colombia – Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, WT/DS366/10, 9 July 2009.

<sup>29</sup> Award of the Arbitrator, *Colombia – Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, WT/DS366/13, 2 October 2009.

<sup>30</sup> Status Report by Colombia, *Colombia – Indicative Prices and Restrictions on Ports of Entry*, WT/DS366/15, 9 April 2010.